

福祉生活病院常任委員会の県外調査に係る提言

令和元年12月18日

○ 精神障害者医療費助成拡大等に向けた取り組みについて

奈良県では、精神障害者福祉手帳の障害等級が1級または2級の方を対象として、1医療機関における1月あたりの医療費自己負担額が500円（14日以上の入院となる場合は1,000円）となるよう市町村と県による助成制度を実施している。

これは、精神障害者家族会などで構成する「精神障害者の福祉医療を実現する県民会議」が、市町村キャラバンや県議会への請願を行ったことがきっかけであるが、同時に県として「精神障害者のくらしと受診状況調査」を行い、精神障がい者の生活実態や精神障がい者の特性を把握したことが医療費助成の拡大につながっているとのことであった。

本県においては、精神障害者福祉手帳の障害等級が1級までを対象として、医療費助成を行っているが、まずは、奈良県が実施した「精神障害者のくらしと受診状況調査」のような精神障がい者に特化した生活実態や病院への受診状況など詳細な内容の調査を行い、精神障がい者やその家族の負担軽減となるように、県内全市町村の理解・協力を得ながら、県主導による医療費助成拡大等について検討していただきたい。